
プロジェクト マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討
項目 第 371 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討において、第 371 回企業会計基準委員会（2017 年 10 月 26 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

実務対応報告公開草案に関する意見

実務対応報告第 34 号第 2 項に定める 2 つの方法を当面の間、認める提案に賛成する意見

2. 利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれの方法も、当面の間認めるとする結論自体には賛成する。

事務局の提案に賛成する意見である。

実務対応報告第 34 号第 2 項に定める 2 つの方法を当面の間、認める提案に反対する意見

3. これまでの審議において、利回りの下限としてゼロを利用する方法について合理的な根拠が示されていないと考えており、マイナスの利回りをそのまま利用する方法に一本化して公開草案を公表して意見を問うべきである。

審議事項(4)-2 及び審議事項(4)-3 参照。

結論の背景に検討の経緯を示すべきとの意見

4. 事務局から提示された実務対応報告案は、結論の背景が非常に短く記載されており、これまで時間をかけて審議したプロセスが全く記載されていないため、公表の経緯等について記載すべきである。

「本実務対応報告の公表の経緯」を記載することとした（審議事項(4)-2 参照）。

実務対応報告第 34 号第 2 項に定める 2 つの方法を認める場合には、一定の開示を行うべきとの意見

5. 実務対応報告第 34 号第 2 項に定めるいずれの方法も当面の間、認めるとするのであれば、影響額を把握するための開示を行うことを検討すべきと考える。

退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさない前提で、実務対応報告第34号第2項に定めるいずれの方法も認めていることから、特段の開示を求めないこととしている。

割引率の取扱いに関する意見

マイナスの利回りをそのまま利用する方法を支持する意見

6. 期間損益計算上、勤務費用は退職給付見込額を超えて費用配分が行われることは適切ではないとする考えについて、勤務費用は利息を加えると、マイナスの利回りであっても退職給付見込額を超えることはなく、利回りの下限としてゼロを利用する方法の論拠とはならないのではないか。

審議事項(4)-2 参照。

利回りの下限としてゼロを利用する方法を支持する意見

7. 退職給付債務の測定のための目的は、将来の従業員に対する退職給付に備えることにあるため、マイナス金利を適用し割増計算を行って退職給付債務を認識することは、退職給付債務の測定のための目的から外れており、関係者の納得が得られないと考える。

審議事項(4)-2 参照。

マイナス金利の状況下における退職給付債務における割引率の取扱いについて明確な結論を得ることが困難であることへの意見

8. 退職給付債務の割引計算における割引率について、金銭的時間価値のみを反映させる理由が必ずしも明らかではないことをもって、明確な結論を得ることは難しいとしているが、金銭的時間価値のみを反映させることは当然であり、それをもって明確な結論を得ることは困難とすることには疑問がある。

審議事項(4)-2 参照。

その他の意見

9. 今後、マイナスの幅が大きくなる等、重要な影響を生じる状況になる場合に備えて、議論を行うことも考えられる。

以上